

特定健診・特定保健指導

検査内容と実施主体が変わります

40～74歳の人を対象に、4月から「特定健診」と「特定保健指導」が始まります。

これは「病気の早期発見・早期治療」を目的としてきた従来の健診とは違い、病気を未然に防ぐ「早期介入・行動変容(日常生活の悪習慣を改善すること)」を目指す新しい健診です。

この健診では、病気になる前に「病気になるような人」を見つけることが主な目的となります。その目安になるのがメタボリックシンドロームです。

メタボリックシンドロームとは内臓の周りに脂肪がたまりすぎてお腹が大きくなった状態に加え、高血糖、高血圧、脂質異常といった危険因子が二つ以上ある状態をいいます。このような人は将来的に脳卒中や心筋梗塞、糖尿病を起しやすいことが分かっています。

特定健診では、腹囲測定などの検査を通じてメタボリックシンドロームの該当者や予備群を発見。

健診結果から、メタボリックシンドロームの要因となっている生活習慣(運動や食生活など)の改善をしていけるよう、きめ細かな保健指導をしていきます。

加入状況により

実施主体が異なります

特定健診・保健指導は、各被保険者・被扶養者(家族)が加入している医療保険者(市町村国保、健保組合、共済組合、国保組合、政府管掌健康保険、後期高齢者医療保険など)が主体となって実施されます。

成田市の国民健康保険に加入している40歳から74歳までの人(妊産婦、そのほか厚生労働大臣が定める人は除く)は、市が特定健診・特定保健指導を行います。

各種健康保険組合や共済組合な

どに加入している人は、各医療保険者が実施主体となります。75歳以上の高齢者については、千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となり健康診査を行います。※くわしくは保険年金課(☎20-1526)へ。

農業用施設

付近では遊ばないで

農業用施設の使用排水路などにおける人身事故が発生しています。特に休日などは幼児・児童の水難事故が多発しており大変危険です。

用排水路や水門、揚排水機場などで子どもたちが遊ばないように注意してください。※くわしくは農政課(☎20-1542)へ。

交通マナーの意識向上

2月20日は交通事故死ゼロを目指す日

毎年、国民の1000人に1人が交通事故により死傷しており、事

故のない社会を求める声は依然として大きなものがあります。

そこで内閣府は平成20年の新たな国民運動として、2月20日と4月10日を「交通事故死ゼロを目指す日」と決定しました。

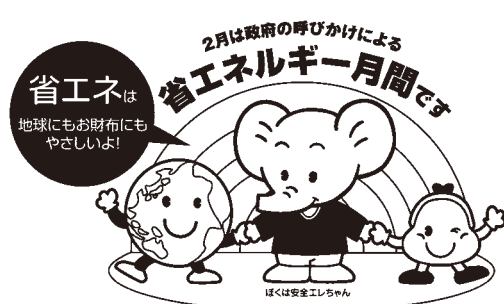
自動車だけでなく自転車や歩行者まで、皆さん一人ひとりが交通ルールを守り、正しい交通マナーを実践するよう心掛けましょう。※くわしくは交通防犯課(☎20-1527)へ。

冬季の水道

水道管の凍結には十分気を付けて

寒くなると水道管が凍って水が出なくなったり、破裂したりすることがあります。

凍結を防ぐには布・フェルトな



財団法人 関東電気保安協会
http://www.kdh.or.jp

どの保温材料で保護するのが一番です。特に、屋外に露出している水道管は次のような注意が必要で

○凍結したら、水道管に直接熱湯を掛けないでタオルや布をかぶせ、その上からぬるま湯をゆつくり掛ける

○破裂したら、メーターボックス内のバルブを回して水を止め、指定給水装置工事業者に連絡して修繕(有料)する

※くわしくは市水道部(☎22-0269)へ。ニュータウン地区の水道の修繕については県水道局成田支所(☎27-22332)へ。

室温は20度以下を目安に

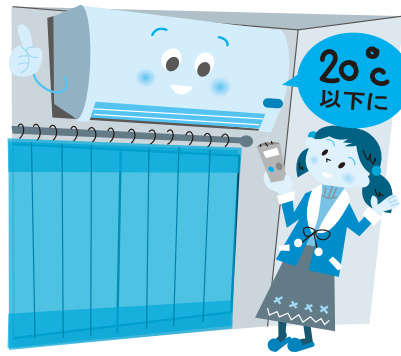
冬はエネルギーの消費が増大します。普段以上に省エネに心掛けるよう、ご協力をお願いします。

冬の省エネ

- 暖房は、室温20度以下を目安に温度調節をしましょう
- 不必要な暖房機器の使用は控えましょう

こまめに省エネしましょう

- 冷蔵庫内は季節に合わせて温度調整を行い、ものを詰め込み過ぎないようにしましょう
- 長時間使わない電気製品のプラグは、こまめに抜くようにしましょう



- 料理の下ごしらえに電子レンジを活用しましょう
- テレビをつけたままほかの用

市長日誌

(1月16日～31日)

16日	成田線沿線首長・地元県議会議員懇談会
17日	成田商工会議所新春賀詞交歓会
18日	成田市民生委員推薦会 (仮称)成田新産業パークヤマサ成田工場造成事業説明会
19日	市民活動フェスタ
20日	池坊成田市支部新春初生け式
21日	「成田市の防犯への協力に関する覚書」調印式
22日	県道成田神崎線整備促進期成同盟要望活動 成田支部保護司会受賞者祝賀会
24日	成田市まちづくり茶論
25日	北千葉道路建設促進期成同盟特別講演会
26日	中台ふれあい文化祭
27日	橋賀台1丁目集会所竣工式
28日	千葉県市長会定例会・職員表彰式
29日	成田法人会新春賀詞交歓会
30日	成田国際空港都市づくり推進会議



成田市まちづくり茶論であいさつする小泉市長

事をしないようにしましょう
○ お風呂は間隔を置かずに入るようにし、できるだけ追い焚きをしないようにしましょう
※くわしくは環境計画課 ☎20-15333へ。

都市計画の変更

関係図書を縦覧しています

次に掲げる都市計画の変更が告示されましたので、関係図書を縦覧しています。

内容 成田都市計画区域区分の変更(県決定)、成田・下総・大栄各都市計画区域の航空機騒音障害防止地区及び防止特別地区の変更(県決定)、成田・大栄各都市計画道路の変更(県決定)、成田都市計画市場の変

更(市決定)

場所 市都市計画課(市役所5階)、県都市計画課(県庁7階・県決定分のみ)

※くわしくは市都市計画課 ☎20-15660 または県都市計画課 ☎043-1223-3170へ。

成田市中企業資金融資制度

運転資金や設備資金などに

対象 市内で1年以上同一事業を営む中小企業の経営者

- 資金の種類と限度額
- 設備資金…3,000万円
- 運転資金…1,500万円
- 零細企業向け資金(運転・設備)…750万円
- 季節資金…300万円
- 利率(年利)
- 設備・運転・零細企業向け資金
- ・ 1年以内…2.6%
- ・ 1年を超え3年以内…2.9%
- ・ 3年を超え5年以内…3.0%
- ・ 5年を超え10年以内…3.2%
- 季節資金
- ・ 6カ月以内…2.5%
- ・ 6カ月を超え1年以内…2.4%

※くわしくは商工課 ☎20-16222へ。

所有者はしっかりと管理を



空き地の雑草を伸び放題にしておくと、ごみの捨て場所にされたり、害虫類の発生原因となり、周囲に大変迷惑を掛けることとなります。また、通行の障害や火災の原因となり、他人に思わぬ被害を及ぼしかねません。

市では条例により、空き地の適正管理を定めていますが、所有者も周囲の迷惑にならないよう早めに草を刈るなど、しっかりとした土地管理に努めてください。

市では草刈機を無料(刈刃と燃料は個人負担)で貸し出ししていますのでご利用ください。

※くわしくは環境対策課 ☎20-15333へ。

スプレー缶やカセットボンベ

必ず使い切ってから 指定ごみ袋へ

スプレー缶、カセットボンベ、シンナーなどの容器は、中身を空にしてごみに出さないと、収集のときやリサイクルプラザおよび伊地山クリーンセンターで処理するとき、爆発事故や火災などの発生

原因となります。このようなことが発生すると、そこで働く人の安全が損なわれるとともに、機械が破損した場合にはその修繕に多額の費用と日数を要し、その間のごみ処理機能の一


部あるいは全部が停止するなどの影響を及ぼします。

スプレー缶やカセットボンベは、ガスなどの内容物を使い切った穴を開け、シンナーなどの容器は中身を空にして栓を開けたままか、上ぶたを取って「金物・陶磁器類」(黄色の指定袋)に、下総・大栄地区は「ビン・カン」(黄色の指定袋)に入れ、それぞれ収集日の午前8時30分までに集積所に出してください。ガスボンベ(カセットコンロ用を除く)や消火器は、市では処理できませんので購入した販売店や専門の業者に処理を依頼してください。

面倒でも必ず行って

スプレー缶(カセット用コンロ・殺虫剤・ヘアスプレー)


必ず使い切り、火気のない風通しの良い場所で穴を開けてから「金物・陶磁器類」(下総・大栄地区は「ビン・カン」)のごみ袋へ



穴を開けて

ガソリン・灯油・シンナーなどの容器


必ず中身を空にし、栓を開けたままか、上ぶたを取って材質により分別して、それぞれのごみ袋へ



中身を空にし、上ぶたは分別して

使い捨てライター

必ず使い切った後、着火部分を壊し、プラスチックと金物に分別してそれぞれのごみ袋へ



この部分が金属

ごみの適正な処理に、皆様のご協力をお願いします。※くわしくはクリーン推進課(☎20-15330)へ。

都市基本計画

パブリックコメントの実施結果を公表します

「都市基本計画」の策定にあたり実施したパブリックコメントの結果の概要についてお知らせします。意見募集期間(平成19年11月1日～30日)実施方法(「広報なりた」11月1日

号および市ホームページに募集記事を掲載、案の閲覧場所にポスターを掲示

提出された意見(総数3通(うち直接持参2通、FAX1通)提出された意見と、意見に対する市の見解については都市計画課ホームページ(<http://www.city.narita.chiba.jp/sosiki/toshikei/index.htm>)または都市計画課(市役所5階)、行政資料室(市役所1階)にある資料をご覧ください。※くわしくは都市計画課(☎20-15660)へ。

公共下水道への接続

トイレの水洗化は3年以内に

公共下水道の利用ができるようになると、皆さんの家庭で以前から使用している浄化槽トイレやくみ取り便所を、公共下水道に直接流すことができます。そして、3年以内に水洗トイレに改造することとが下水道法で義務づけられています。処理区域内の土地所有者、使用者または占有者は、なるべく早く台所や風呂、洗濯などの汚水・雑排水を公共下水道に直接流すための排水設備を設置しなければなりません。

このように排水設備の設置やトイレの水洗化改造の義務づけをすることは、公共下水道が完成したことによって1日も早く地域の生活環境の改善を達成しようというものですので、皆様のご理解・ご協力をお願いします。

また、下水道供用開始公示後1年以内の工事であれば、30,000円(公示後1年を超え3年以内の工事であれば、25,000円)の改造資金を助成、または融資のあっせんおよび利子補給(借入額30万円を限度)をしています。※くわしくは下水道課(☎20-15530)へ。

今月の納税

- ①国民健康保険税(第8期分)
 - ②介護保険料(第8期分)
 - ③固定資産税・都市計画税(第4期分)
- 納期はいずれも2月16日(土)～29日(金)です。
- ※くわしくは①保険年金課(☎20-1526)、②介護保険課(☎20-1545)、③資産税課(☎20-1514)へ。
- 納期内の納付にご協力をお願いします。